

京都芸術大学【通学課程】

新型コロナウイルス感染防止ガイドライン

京都芸術大学は、教育活動の再開にあたり、新型コロナウイルスの感染防止のため、以下のガイドラインに沿った活動を行います。

教育活動の再開にあたっては、「3つの密」を避ける、「マスクの着用」及び「手洗いなどの手指衛生」など、基本的な感染対策を継続する「新しい生活様式」を導入するとともに、地域の感染状況に応じた感染症対策を講じながら、可能な限り授業や課外活動、イベント・行事等の教育活動を継続し、学修の機会を保障していくことが大切であると考えます。

そのために、本学園の感染防止ガイドラインおよび、文部科学省「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル ～「学校の新しい生活様式」～」、京都府「大学等における感染症拡大予防のためのガイドライン」を踏まえ、本ガイドラインを策定しました。

感染症対策を徹底しつつも、感染リスクをゼロにすることはできません。感染者が確認された場合は、迅速かつ的確に対処し、関係各所と連携した保健管理体制を築くこととします。学校関係者に感染が確認された場合には、感染者や濃厚接触者である学生・教職員の個人情報には十分配慮し対応を行います。

本学のキャンパスを利用する全ての方につきましても、本ガイドラインを遵守していただきますよう、ご協力をお願いします。

安心して学生生活・日常生活を送るために

<一人ひとりの基本的感染対策>

- ・登校の2週間前から、毎朝体温測定を行い、自身の健康状態を「健康観察票」に記録する。発熱又は風邪の症状がある場合は自宅で療養する。
- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。
- ・屋内にいるときや会話をするときは、症状がなくてもマスクを着用する。ただし、夏期は熱中症に十分注意する。会話をする際は、可能な限り真正面を避ける。
- ・家に帰ったらまず手や顔を洗う。できるだけすぐに着替える、シャワーを浴びる。
- ・手洗いは30秒程度かけて水と石けんで丁寧に洗う。（消毒液等の使用も可）
- ・コミュニケーションは、SNSやオンラインを積極的に活用する。

<移動・学外活動における感染対策>

- ・公共交通機関を利用する場合、混んでいる車両を避けるなどできるだけ他者との距離をとる。
- ・公共交通機関では、できるだけ会話を控える。
- ・バスは時間帯により混雑が予想されるため、可能な場合は徒歩または自転車利用を推奨する。
- ・感染が流行している地域からの移動、感染が流行している地域への移動は控える。
- ・帰省や旅行は、地域の感染状況に注意し、控えめにする。
- ・発症したときのため、可能な限り誰とどこで会ったかをメモする。
- ・過去にクラスターが発生した施設（カラオケボックス・ライブハウス・スポーツジムなど）や「三つの密」のある場所への外出を控える。
- ・アルバイトを行う場合は、勤務先の業種別に定められた感染拡大予防ガイドラインに従って行動する。
- ・日常生活においても徹底して3密を避け、飲み会の参加にあたっては、「きょうと5ルール」を徹底する。
 - ① 大人数を避ける
 - ② 2時間でお開きとする
 - ③ 深夜の利用は控える
 - ④ ガイドラインに基づき適切な感染予防対策がとれている店舗を利用する。
 - ⑤ 京都府新型コロナウイルス緊急連絡サービス「こことろ」をインストールし、行動時のチェックインをルール化する。
- ・厚生労働省の新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）を活用する【推奨】

<衛生管理について>

- ・各建物の入り口及び各フロアに手指用の消毒液等を設置する。
- ・学内では可能な限りエレベーターは使用せず、階段を利用する。いずれも、密集した状態で利用することのないよう、表示を行う。
- ・事務局各窓口・研究室など、学生と対面での会話等を要する場所については、アクリル板や透明ビニールカーテンの設置により、来館者との間を遮断し飛沫感染を予防する。
- ・教室やトイレなど、学生・教職員が利用する場所のうち、特に多くの人が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、スイッチ、共用の設備・備品等の教具など）は1日1回以上消毒液等を使用して清拭する。
- ・学食・カフェ等の共用スペースの物品（イス・机など）は定期的に消毒する。
- ・学食・カフェなどの休憩スペースは、天候上可能な限り常時換気する。
- ・トイレの蓋を閉めて汚物を流すよう表示する。
- ・トイレのハンドドライヤーの使用は禁止する。

<感染が疑われる場合について>

- ・発熱等の症状が出た学生及び教職員の大学への入講について
発熱等の症状がなくなるまでは自宅で休養することとする。
- ・自宅休養後の大学への入構について
薬剤を服用していない状態で、解熱後および症状（咳・咽頭痛・息切れ・全身倦怠感・下痢など）消失後に、少なくとも3日が経過している場合、入構を認める。
*3日が経過している＝解熱日・症状消失日を0日として3日間のこと
- ・帰国者・接触者相談センターへの連絡
少なくとも以下のいずれかに該当する場合には、所在する都道府県の帰国者・接触者相談センターへすぐに相談する。また、相談の際に受けた助言・指示等については必ず、大学の保健センター及び所属する研究室（大学院は準備室）に報告する。
 - 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状の何れかがある場合
 - 重症化しやすい方で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合

（※）高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- ・発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が4日以上続く場合は必ず相談センターへ連絡する。症状には個人差があるため、強い症状と思う場合にはすぐに相談する。（解熱剤などを飲み続けなければならない状態も同様）
- ・大学に登校後に気分が悪くなった場合は、他の者との接触を可能な限り避け、保健センター（075-791-9343）へ電話連絡する。学内に定める場所で状況を確認した後に帰宅のうえ自宅療養とする。

大学施設の利用について

<大学への入構について>

- ・発熱等の風邪の症状がある場合には、大学への入講を禁止する。（学生は欠席扱いとせず、公欠扱いとする）
- ・キャンパスへの入構時に、非接触型赤外線体温計等を用い、検温を実施する。
- ・入構ゲートを制限し、個人情報の取り扱いに注意しながら、入構履歴の把握を行う。
- ・必ず、マスクを着用する。（マスクの着用が無い場合は大学への入構を禁止する）
- ・建物に入ったら、石けんによる手洗い、もしくは消毒液等により手指の消毒を行う。

<3密を回避する>

■「密閉」の回避（換気の徹底）

- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・換気扇がついている部屋は、人がいる間は常時換気扇を回す。換気扇がない部屋については、1時間に2回以上は換気をする。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開け、換気扇やサーキュレーター等を用い換気を行う。使用時は、人の密度が高くなるようにする。
- ・エアコンを使用する場合でも、窓の開放や換気扇等による換気を行う。
- ・講堂等の広く天井の高い部屋においても感染防止の観点から換気を行う。

■「密集」の回避（身体的距離の確保）

- ・人との間隔は、できるだけ2m（最低1m）空ける。但し、施設等の制約から1mの距離を確保できない場合には、できるだけ距離を離し、換気を十分に行う。
- ・人が密集する場面に遭遇した場合、互いに声をかけあい回避するよう注意行動をとる。

■「密接」の場合の対応（マスクの着用）

- ・屋内では、必ずマスクを着用する。ただし、気候の状況等により、熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し、換気や身体的距離の確保を行う。
- ・屋外においては、人と十分な距離（少なくとも2m以上）が確保できる場合に限り、マスクをはずすことも可とする。

<授業について>

- ・必ずマスクを着用する。教員は必要に応じフェイスシールドを着用する。
- ・教室の着席については、四方1メートルを目安に最大限の間隔を取る。
- ・履修者数・授業運営方法を踏まえ、3つの密が重ならないよう適切に教室を配当する。
- ・必要に応じ、学生をグループに分割し教室間をオンラインで中継する等の対応を行う。
- ・換気は、気候上可能な限り常時、困難な場合はこまめに（30分に1回以上、数分間程度、窓を全開する）、2方向の窓を同時に開けて行う。
- ・窓のない部屋は、常時入り口を開け、換気扇やサーキュレーター等を用い換気を行う。使用時は、人の密度が高くなるようにする。
- ・エアコンを使用する場合でも、窓の開放や換気扇等による換気を行う。
- ・講堂等の広く天井の高い部屋においても感染防止の観点から換気を行う。
- ・教員は、ドアノブ・手すり・スイッチなどの消毒を行う。
- ・教員は、資料の配布などの際は、密集・密接とならないよう留意する。

<演習授業について>

- ・学生同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2m）し、対面としないようにする。
- ・できる限り個人の教具を使用し、学生同士の貸し借りはしない。
- ・教員と学生は、共用の設備・備品の使用前後に、適切な消毒や手洗いをを行う。
- ・必要に応じ、フェイスシールドの着用や屋外での実施、身体的距離を確保できる教室や換気の良い教室への変更など、3つの「密」が重ならないようにする。
- ・個人で使用する材料や教具の配布・回収は、学生個人が行う。
- ・必要に応じ、空間を分割した少人数での活動を行う。
- ・演技や歌唱などの「近距離で大きな声で話す」授業の場合、屋外での実施や、換気の良い教室への変更、フェイスシールドの着用などの対策を行う。
- ・必要に応じ、空間を分割した少人数での対応を行う。

<図書館について>

- ・閲覧席は十分な座席の間隔（概ね1m～2m）を確保する。
- ・カウンターの順番待ちでは、フロアマーカを設置するなど、最低1m（できるだけ2mを目安に）の間隔を空けて整列を促す等、人が密集しないよう工夫する。
- ・必要に応じ、入場制限を行う。
- ・他者と共有する物品やドアノブなど高頻度接触部位（※）は、使用前後の適切な消毒や手洗いをを行う。（※返却された図書、書架、サービスカウンター、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、OPACやPCのマウス・キーボード、タブレット、タッチパネル、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）

<学生食堂・カフェ・ADストアについて>

- ・食堂利用前に、石けんによる手洗いや消毒液等により手指消毒を行う。
- ・混雑時は入場制限を実施する。混雑緩和のため、ギャルリ・オーブを開放する。
- ・フロアマーカを設置するなど、最低1mの間隔を空けて整列する。
- ・食堂・カフェでは、利用者同士の距離を可能な限り確保（概ね1～2m）し、対面としないよう座席を配置する。
- ・混雑緩和のため、教職員は、昼休み時間の利用を控える。
- ・混雑緩和のため、3限に授業が無い学生は、昼休み時間の利用を控える。
- ・食堂・カフェでは、利用者は大声での会話を行わないようにする。
- ・食堂・カフェのテーブル・椅子は、利用する者が必ず消毒を行う。
- ・食堂・カフェのテーブルの配置は、均等ではなく、ジグザグに配置する。
- ・昼食持参の推奨とあわせ、お弁当販売の拡充を行う。

<イベントの開催について>

- ・7月26日（日）までは、大学主催のイベント（屋内外）の開催を行わない。
7月27日（月）から、適切な感染防止策が実施されていることを前提に、屋外のイベントは実施可とする。屋内のイベントについては、収容率50%以下についてのみ実施可とする。
- ・イベントの実施に関する条件については、政府の方針及び社会情勢を踏まえ、緩和の判断を行うことがある。
- ・イベントの開催にあたっては、入退場時の人数制限や誘導、待合所等における密集の回避、手指の消毒、マスクの着用、室内の換気、出演者と客席との距離の確保など、感染防止策を徹底する。

<クラブ・サークル活動について>

- ・7月12日（日）までは、クラブ・サークル活動を行わない。
- ・13日（月）からは、団体毎に感染拡大防止の責任者を決め、それぞれの活動の特性を踏まえた感染拡大防止マニュアルを、活動の類似する業種別ガイドラインや中央競技団体が定めるガイドラインを参考に作成し、教学支援1課及び学生部長の承認を得たうえで、再開する。感染拡大防止責任者は、マニュアルが守られているかチェックを行う。
- ・クラブ・サークル活動のための部室・クラブボックス等は、3密が重なるリスクが高いことから、短時間利用、少人数利用、適切な換気などを徹底する。
- ・コンクール、対外試合等への出場に当たっては、主催団体の定める感染拡大予防マニュアル等に従って行動する。